防府市自動体外式除細動器使用可能施設登録及びパッド助成に関する要綱

平成31年3月25日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市内において自動体外式除細動器(以下「AED」という。)が設置され、その使用可能施設を把握し、登録するとともに、使用されたAEDパッドの購入に係る経費を助成することで、設置施設の拡大と設置施設周辺での救急事案発生時にAEDの使用による応急手当の実施を促進し、救命率の向上を図ることを目的とする。

(登録基準)

- 第2条 次に掲げる基準に適合していると認めるときは、AED使用可能施設 (以下「登録施設」という。)として登録することができる。
 - (1) AEDを備えていること。ただし、個人の住居等に設置又は保管しているものは除く。
 - (2) 応急手当の講習等を受けた者が勤務又は居住していること。
 - (3) 消防機関等から要請を受けた場合又は一般市民からの要請を受けた場合にAEDの貸出し又は従業員等が応急手当を実施することができること。
 - (4) 登録施設であることを公表することに同意すること。
 - (5) 貸出し使用されたAEDの内部記憶データについて、消防機関等から 要請があった場合には、可能な範囲で提供を行うこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、公共施設等に設置されているものや防府市長が 登録することが適当であると認める場合は、登録できるものとする。

(登録申請)

第3条 前条の規定により登録を受けようとする施設等は、防府市長にAED 使用可能施設登録申請書(第1号様式)を提出するものとする。

(公表及び登録)

第4条 防府市長は前条の申請書の提出があった場合において、第2条に定める基準に適合しているときは、防府市ホームページに掲載し公表するとともに、高機能消防指令センター及び防府市長が公表又は登録することが適当であると認められるデータ又はアプリ等に登録できるものとする。

(AEDパッド助成対象)

- 第5条 購入に係る経費の助成対象となるAEDパッドは、防府市内で発生した救急事案で、応急手当のためにAEDを使用し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 登録施設に設置され、使用可能な状態で維持管理されているAEDが 登録施設外で一般市民に対して使用されたとき。ただし、公共施設に設置 されたAED及び「防府市AED設置事業」により設置されたAEDが使 用されたときは除くものとする。
 - (2) 消防機関が覚知した救急事案で、救急隊等が使用したことが確認できたとき。

(助成申請)

第6条 登録施設において、前条の規定による助成を受けようとする場合は、 助成対象のAEDパッドが使用された日から30日以内に、AEDパッド助 成申請書(第2号様式)を防府市長へ提出するものとする。

(助成金)

第7条 助成金は、AEDパッド1組当たり上限を8千円とし、必要経費を助成するものとする。

(交付決定)

第8条 防府市長は、第6条の規定による申請書の提出があった場合は、第5条に定める基準により審査し、適正であると認めたときは、助成金の交付を決定し、AEDパッド助成金交付通知書(第3号様式)により申請者へ通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 前条の規定により助成金交付決定の通知書を受けた者は、AEDパッド助成金請求書(第4号様式)で防府市長に請求するものとする。

(助成金の返還等)

第10条 防府市長は、助成申請が虚偽その他不正な手段により助成金の支給を 受けた者であることを認めたときは、決定を取り消し、助成金を返還させる 措置を講じるとともに、その登録施設を抹消するものとする。

(登録事項の変更及び抹消)

- 第11条 登録施設において、AEDの登録内容等に変更があった場合又はAEDが廃棄等により使用不能となった場合及び公表の取り消しを希望する場合は、その施設の代表者はAED登録事項変更・抹消届出書(第5号様式)を防府市長に提出しなければならない。
- 2 防府市長は、前項の届出を受理したときは、登録データの修正又は抹消処 理を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

AED使用可能施設登録申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

所在地 申請者 名 称 代表者 氏 名

防府市自動体外式除細動器使用可能施設登録及びパッド助成に関する要綱第 3条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

施 設 名	
所 在 地	電話
代表者氏名 (担当者氏名)	()
AEDの情報	設置年月日: 設置場所: メーカー名: 機種名: 小児用パッド: 有 ・ 無 設置形態: 自社 ・ リース
救命講習受講	普通救命講習受講者: 人 応急手当に関する講習受講者: 人
AEDの貸出	・貸出可能・従業員等が実施可能
公表等の同意	・同意します・条件付で同意します
使用可能時間	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

※印欄は記入しないこと。

AEDパッド助成申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

所在地 申請者 名 称 代表者 氏 名

防府市自動体外式除細動器使用可能施設登録及びパッド助成に関する要綱第6条の規定に基づき、助成金の交付について、下記のとおり申請します。

記

施	重	九 文	名	
所	右	É	地	電話
使	用者	の情	報	氏名: 救命講習等の資格:
A	ΕD	の情	報	メーカー名:機種名:パッド種類:数量:
使	用	状	況	
*	受	付	欄	※ 経 過 欄
	IBB			

※印欄は記入しないこと。

注:施設名、パッド品名数量、購入額等の記入された領収書の写しを添付すること。

AEDパッド助成金交付通知書

様

防府市長

印

年 月 日付で申請のありましたAEDパッド助成申請については、 下記のとおり決定しましたので通知します。

記

AEDパッドの助成	 助成金 (円)を交付します。 助成金を交付しません。
助成しない理由	
備考	

AEDパッド助成金請求書

年 月 日

(宛先) 防府市長

所在地 申請者 名 称 代表者 氏 名

年 月 日付け、指令防消本警第 号で交付決定通知のありましたAEDパッド助成金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

円

2 振込口座

≪債権者	·コード≫
振 込 先 金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・労働金庫 農協・漁協・信用組合
	支店・支所・出張所
口座番号·種別	1:普通 2:当座
口 座 名 義 カ タ カ ナ で 記入してください	

AED登録事項変更・抹消届出書

年 月 日

(宛先) 防府市長

所在地 申請者 名 称 代表者 氏 名

防府市自動体外式除細動器使用可能施設登録及びパッド助成に関する要綱第 11条の規定に基づき、下記のとおり届出ます。

記

変	更	事	項	1 3 5 7 9	施設名 代表者氏名 AEDの貸出等 使用可能時間 その他(2 4 6 8	所在地 AEDの情報 公表等の同意 登録抹消)
変	更後	後 内	容							
変	更	理	由							
*	受	付	欄			*	経	過	欄	

※印欄は記入しないこと。